

第 号
年 月 日

様

堺市長
（公印省略）

公聴会における公述について

さきに、南部大阪都市計画 の決定（変更）に関し、書面によって提出のありました公聴会での公述については、下記のとおりあなたに意見を述べていただくことになりましたので、通知します。

記

1 日 時 年 月 日（ ） 時から

2 場 所

3 公述時間 分

4 注意事項

- (1) 当日は、この通知をご持参の上、開始時刻の10分前までにお越しください。
- (2) 発言の内容が公述申出書に準拠していないとき、若しくは公述時間を超過したとき、又は不穏当な発言があったときは、発言を中止し、又は退場していただくことがあります。
- (3) 原則として代理人により公述を述べることはできませんが、やむを得ない事情がある場合には、議長の許可を得て代理人に委任することができます。

【問合せ先】

堺市建築都市局都市計画部都市計画課
担当

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号

Tel:072-228-8398

Fax:072-228-8468